

機器仕様書

装置名	脳神経外科手術外視鏡システム	
装置概要	従来の顕微鏡手術とは異なり接眼レンズを覗き込む姿勢ではなくヘッドアップサージリー(モニターを見る手術)となり、楽な姿勢で、接眼の制限がない観察が行え、コンパクトな鏡体により広いワーキングスペースを確保することが出来る装置である。人間工学に基づいた設計により、術者は接眼からの解放によりリラックスした自然な姿勢で手術を行うことが可能となり、大型スクリーンに映し出される立体映像を見ながら執刀を行える為、手術中の疲労の軽減に寄与出来る。複数の術者が同一視野を共有しながら手術に参加する事により、困難症例への対処を容易にし、手術時間の短縮にも期待出来る。4K3Dモニターでの視野の共有は効率的に手技を学べるので、教育・手技の伝承にも期待出来る。	
装置構成	1. 脳神経外科手術外視鏡システム 一式 2. 3D対応4K液晶モニターA 一式 3. 3D対応4K液晶モニターB 一式	
要求仕様	要求項目	条件
I. 脳神経外科手術外視鏡システムに関する仕様・性能		
基本的装置性能	1-1	術者は3D対応4KモニターA及びモニターBに映る立体映像を見ながら執刀できること。
	1-2	3840×2160ドット以上の解析度の画像出力が可能であること。
	1-3	モニター上で3Dかつ4Kで観察ができること。
	1-4	本体重量は200kg未満であること。
フォーカス、ズーム等性能	1-5	フォーカス方式は、電動フォーカスを採用していること。
	1-6	オートフォーカス機能を搭載していること。
	1-7	フォーカスの作動距離は220mm～500mmの範囲以上をカバーすること。
	1-8	光学ズームの倍率費は1:6以上であること。
	1-9	変倍、フォーカス速度は可変であること。
	1-10	変倍、フォーカスはフットスイッチまたはスコープスイッチで制御できること。
	1-11	8方向の電動視野移動機構を有し、フットスイッチまたはスコープスイッチにより観察視野を任意の方向に移動できること。
その他	1-12	IR観察が可能であること。
	1-13	BL観察が可能であること。
	1-14	鏡体とグリップが一体化していること。
	1-15	鏡体上のボタンでズーム操作が可能であること。
	1-16	鏡体上のボタンでフォーカス操作が可能であること。
	1-17	鏡体上のボタンでファンクションボタンの操作が可能であること。
	1-18	フィルター材質
	1-19	キャストが付いており容易に動かせ、機器運用において手術場と整合がとれていること。
	1-20	手術場での機器運用の整合性については、事前に担当者で相談すること。
	II. 3D対応4K液晶モニターAに関する仕様・性能	
基本的装置性能	2-1	モニターは55型以上であること。
	2-2	専用のスタンドを有すること。
	2-3	3840×2160ドット以上の解析度の画像出力が可能であること。
	2-4	広色域表示に対応していること。
	2-5	入力端子は4K3D信号以外に、HDMIを1系統以上有すること。
	2-6	入力端子は4K3D信号以外に、DVI-Dを1系統以上有すること。
	2-7	重量はモニター、スタンド等一式を含め40kg未満であること。
III. 3D対応4K液晶モニターBに関する仕様・性能		
基本的装置性能	3-1	モニターは30型以上であること。
	3-2	専用のスタンドを有すること。
	3-3	4096×2160ドット以上の解析度の画像出力が可能であること。
	3-4	広色域表示に対応していること。
	3-5	入力端子は4K3D信号以外に、HDMIを1系統以上有すること。
	3-6	入力端子は4K3D信号以外に、DVI-Dを1系統以上有すること。
	3-7	重量はモニター、スタンド等一式を含め15kg未満であること。
IV. その他に関する事項		
修理、保守、その他事項	4-1	修理は、24時間365日対応可能で、迅速な対応ができること。
	4-2	装置設置稼働翌年度は、無償でフルメンテナンス保障を行うこと。無償保守期間終了後に保守契約が可能なこと。また、メンテナンス契約について事前にメンテナンス内容と費用を提出すること。詳細については事前に協議のうえ決定すること。
	4-3	本調達物品の円滑な運用を実現するための点検、調整及び技術サポートを行える体制であること。
	4-4	障害発生時には、即時電話対応ができ、必要に応じてサービス要員が現場に到着し、対応できる体制であること。
	4-5	日本語装置取扱説明書を必要数用意すること。数量については相談すること。
	4-6	取扱説明に関する教育訓練は、指定する日時、場所で行うこと。また、納入検査確認後1年間は、随時、電話又は派遣技術院により対応し、その費用は本調達に含むこと。
	4-7	入札機器の医療機器に関しては入札時点で医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定められている製造の承認を得ている物品であること。
	4-8	医療機器以外に関しては、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時点で製品化されていない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。